

会 議 録

会 議 名	第 3 1 期小金井市公民館運営審議会第 1 3 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	平成 2 5 年 1 月 2 4 日 (木) 午後 6 時から 8 時		
開 催 場 所	市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室		
出 席 委 員	佐々木委員長 藤井副委員長 山田委員 小島委員 亙理委員 神島委員 大津委員 立川委員 宮澤委員		
欠 席 委 員	佐野委員		
事 務 局 員	大関公民館長 山崎庶務係長 渡辺事業係長 田中主査 松本主査 長堀主査 若藤主査		
傍 聴 の 可 否	可	傍聴者数	2 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 第 5 0 回東京都公民館研究大会について</p> <p>(2) 都公連委員部会研修会等について</p> <p>(3) 三者合同会議小委員会について</p> <p>(4) 公民館事業の報告について</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>(2) 諮問事項について</p> <p>(3) その他</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 報告事項追加 (仮称) 貫井北町地域センター建設工事請負業者について</p> <p>3 配付資料</p> <p>(1) 公民館事業の報告</p> <p>(2) 公民館事業の計画</p> <p>(3) 仮称「小金井市生涯学習センター」実現へ向けての検討委員会 (第 3 回) の記録</p> <p>(4) 都公連委員部会第 8 回記録及び第 9 回配付資料 (福生公運審だより)</p> <p>(5) 都公連第 3 回研修会の案内</p> <p>(6) トリターマ第 1 9 号</p> <p>(7) 諮問関連資料</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 藤井委員からの質問に対する回答</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 東・貫井南児童館の案内チラシ</p> <p>(8) 2 0 1 2 「青少年のための科学の祭典」報告書</p> <p>(9) 月刊こうみんかん 1 1、1 2、1 月号</p>		

会 議 結 果

佐々木委員長 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきたいと思いません。先に館長のほうからよろしくお願いします。

大関公民館長 皆様、こんばんは。先日は新年会で楽しく過ごさせていただきました。どうもありがとうございました。

実はこの審議会は今期初めての夕方開催ということで、皆様が出席していただけるよう調整していたんですけれども、残念ながら佐野委員から、公務で出席できないというご連絡をいただいておりますので、報告をさせていただきます。

それでは、配付資料の確認をお願いしたいと思います。事前に配付させていただきました資料として、公民館事業の報告、公民館事業の計画、仮称「小金井市生涯学習支援センター」実現へ向けての検討委員会（第3回）の記録、都公連委員部会第8回記録、月刊こうみんかん11月、12月、1月号でございます。また、本日配付しています資料は、平成24年度東京都公民館連絡協議会主催委員部会第3回研修会のご案内、公運審だより、トリターマ第19号、科学の祭典の報告書、藤井委員から質問をいただきまして、それに対する回答書、最後に東児童館及び南児童館のチラシでございます。

配付資料は以上ですけれども、ご確認をお願いします。

以上でございます。

佐々木委員長 それでは、きょうの進め方ですけれども、報告事項の後に審議事項がありますので、諮問事項について、皆さんに配付する資料についてまだ整理ができてないということで、それぞれ事務局も含めて論点を出し合うという形で進めていきたいと思えます。どういったことをこれから議論しなきゃならないとか、どういった資料が必要とか、そういう形で、あと藤井委員からの質問等もありましたので、その辺も検討しながら進めていきたいと思えます。

きょうは、皆さんお仕事が終わってお疲れのところでも本当に大変ですけれども、効率的に進めていきたいと思えますので、よろしくお願いします。

1 報告事項

(1) 第50回東京都公民館研究大会について

佐々木委員長 それでは、報告事項に早速入らせていただきます。

最初に、第50回東京都公民館研究大会についてということでよろしくお願いします。

渡辺事業係長 きょうは諮問事項のほうで時間をとるということですので、こちらの第50回の公民館研究大会の報告は今お配りいたしましたトリターマ19号に報告がございますので、こちらにかえさせていただきます。また詳細なものはホームページにアップされるということですので、そちらをご覧くださいと思います。

また、小金井では、独自に毎年やっております研究大会の小金井報告会が12月18日の火曜日にございまして、皆さんからいろいろご意見をいただきました。これらをの事業にどう生かすのかということで貴重なご意見がありましたので、こちらのほうを2月号の月刊こうみんかん

に報告の特集という形で掲載したいと思えますので、そちらで報告にか

えさせていただきますらと思います。

以上でございます。

佐々木委員長 よろしいでしょうか。皆さんのほうでごらんになって、何かお聞きになりたい点とかございますか。

(2) 都公連委員部会研修会等について

佐々木委員長 じゃ、次に移らせていただきます。(2)の都公連委員部会研修会等について、よろしく願います。これは立川委員、よろしいですか。

立川委員 来月17日(日曜日)午後1時半から予定しておりまして、東村山、町田、国立の公運審の方が3人パネラーになりまして、公運審委員の方から公民館の有料化を提案した市、それから公民館自体が生涯学習センターに変わってしまった市、無料の代表格で理想の公民館という、何が悪いじゃなくて、自分たちのところの公民館として今後参考にしてほしいという形で進めるということです。コーディネーターは首都大学東京の荒井先生という方にやっていただきまして、後半は参加した人も入りまして討議をしていくことになっておりますので、ぜひ職員の方なんかも参加いただけるようにということと言われております。

いつもと違ってあんまりかたい内容ではなくて、他市の公民館の状況とかよくわかると思いますので、結構おもしろい研修になるのかなというので、時間のとれる方はできるだけご出席いただければと思います。よろしく願います。

佐々木委員長 これについていかがでしょうか。

小島委員 これは申し込みを山崎係長のほうにすればいいということですね。

山崎庶務係長 はい。本日、私のほうにお申し出いただければ、申し込みさせていただきます。

佐々木委員長 これは公民館運営についてということで、今回の我々の諮問事項にもかかわることがありますかね。

立川委員 そこはちょっと見えないですけどね。

佐々木委員長 ああ、そうですか。現状の報告という感じですか。

立川委員 それぞれの市がどんな公民館運営をしているかという紹介になりまして、どこかを攻撃するとかいう形じゃなくて、それぞれの公民館運営をこんな形でやっているという形で、コーディネーターの先生もどうまとめしていくのか非常に難しいなどは思いますけれども、参加した方々の今後の公民館運営の参考にしてほしいという趣旨です。

佐々木委員長 ああ、そうですか。ありがとうございます。よろしいですか。参加した方がおられたら、資料とか提供いただければと思います。もしかしたら我々の議論にも使えるかもしれませんので、よろしく願いたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

(3) 三者合同会議小委員会について

佐々木委員長 それでは、3つ目、三者合同会議小委員会についてということで、よろしく願います。

藤井副委員長 お手元のきょうの配付資料(第3回検討委員会会議録)を参考にしてください。

11月13日の合同会議を受けまして、検討委員会で大きなことから

小さなことまで、いろいろなことをまとめて討議しました。それで、最終的には11番のところに、今年の5月までに考え方をまとめようじゃないかというところまで来ました。それで、何をまとめるかということについては、2番のところの罫で囲った4つの問題について各自がまとめていこうということで、2番の2)に本委員会のメンバーに委任をいただくということでご了解願えれば結構かと思うんですが、これについては2月4日にまた検討委員会を開催して、この4つの問題について議論していく予定です。

毎年三者の懇談会と合同会議というものがあまして、現在まで上期には懇談会、下期には合同会議という形で来たんですけども、一応今年は5月をめどにある程度結論を出したいということ踏まえて、例年とは別に5月を合同会議にしたい。それと、11月ごろを懇談会にしたいという大きなスケジュールの中で、ここをそっくり入れかえたいということなんですけれども、この件についても委員の方々、公民館の方々の了承をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

小島委員
佐々木委員長
小島委員

じゃ、補足をしましてよろしいですか、委員長。

はい、お願いします。

私も藤井委員と私とでこの検討委員会に出ているんですけども、藤井委員が今説明しましたように、公運審は特に今諮問を受けている時期なので、こういうすごく大きなテーマを話し合っている時間がないんじゃないかということで、個人的に藤井委員と小島のほうに意見を言っていたら、それで委任をいただくみたいに解釈していただければいいんですが、何しろこれお読みになってわかるとおり、すぐ結論が出るような要望の4つの柱立てじゃないんです。すごく大きな問題であるということ。

それで今回、委員長にこの会議体で了承を得てほしいのは、合同会議と懇談会を入れかえていいかどうか。これに関しては、社会教育委員の会議の本川議長から議決という言葉が出ておまして、何かを議決したいんだろうということなんです。

それともう一つ、読み込んだ方は引かかるかもしれないんですが、2番の今後の進め方の1番の要望をまとめるにあたっての4つの柱立ての2番目に、三者が求める生涯学習支援センターの機能をどのように考えるかというのがあるんですが、これ、私は質問をしたんです。市民が求めるのではないのかと。そうしたら、社会教育委員の会議の議長さんから、あくまで三者が会議体として要望書を出すという答えでございました。市民ニーズに関しては、三者合同会議のときに配られた資料に、小金井市を転出した人にアンケート調査をしたら、1番目の理由に公共施設が充実してないというのがあったので、じゃ、中身は何なのかと聞いたら、生涯学習支援センターとか公民館に対する要望ではなくて、社会教育施設ではほとんどが図書館に関することでした。

だから、私と藤井委員は委員で出ているんですけども、まだちゃんと消化し切っていないような状態でこれを皆さんに投げかける、大変無責任な状態で申しわけないと思うんですが、忌憚のない意見は、藤井委員、個人的に寄せていただくことでよろしいですよ。

藤井副委員長
小島委員

そうですね。

もう時間がないですからね。

藤井副委員長　それともう1点、これはなかなか皆さん言わないんですけども、この問題いつまでだらだらしているのかという雰囲気も、公運審もそうだし、図書館もそうだし、社会教育委員の方々もそうだし、ある程度の方が頭の中に持っている問題だと思うので、一応今年の5月までにめどをつけようという結果になったわけです。めどをつけるということは、議論のまとめの2番、3番ぐらいのことが具体的な要望書というのか、提言書というのか、形になってということをご想定していただいて結構かとは思いますが。

佐々木委員長　結構難しい話ですが、まず今までの進捗状況についてご質問等はないでしょうか。この辺はどうなっているのか、どういうふうに進んでいるのか。

じゃ、ちょっと私のほうから。何か取りまとめるというのがかなり進んでいるように感じるんですけども、それについては何か確定的な意思を集約して、具体的に要求するということまで持っていくということですか。それとも皆さんの意見を取りまとめて要望するとか、伝えるというレベルなんですか。どうでしょうか。

小島委員　多分、藤井委員と私と同じ受けとめ方をしていると思うんですが、1の議論のまとめの2番にあるように、要望の様式は、三者の会議体から教育委員会教育長宛に提出するという事なので、三者として1つの文章を教育長に出したいという方向だと思うんです。ただ、時間的、それからこのテーマの重大さから見ると、ちゃんと間に合うのかなど。

それから、この会議のメンバーにおいても生涯学習支援センター機能を必要としているのかしてないのかもまだ聞いていませんよね。ですよ、藤井委員。

藤井副委員長　そうですね。これは今後どうなるかわかりませんが、僕自身の本当の個人的な意見で言えば、来月1回やって、3月にも多分やると思うんですね、この検討委員会だけ。その中で、一応3月にやった内容で大体のたたき台的なものが出るんじゃないかと思うんです。それをまた検討委員会でたたいて4月に最終案を出して、今のところ確定ではないんですけども、5月29日の合同会議の中でメンバー全員にお示しして、いいですかとか、ここをまたああしてくださいとどんどん出てくると思うんですけども、そういうラフなスケジュールで今後進んでいくと思います。どういうものをそういうまとめの中に取り込むかというのも同時に検討委員会の中で形づくっていったら、全くスキームというか、骨格だけで出すのか、これを運営するためにはこのような組織になりますというところまで、打ち出していききたいとか、そういう要望書になるかどうかというのは、まだ議論も詰めてないし、現段階ではそういうところですよ。

小島委員　もっと平たく言ってしまうと、今度は2月4日に藤井委員と私が検討委員会に出ますので、率直な意見、みんな和気あいあいの会なので、ぶつけてもらっていいですね。

藤井副委員長　そうですね。

小島委員　それが一番いいですよ。私、動きやすいですから。いろいろ言ってきましたらう。

立川委員　1番のなぜ必要かというのは、どういう要望にまとめていけるんでしょうか。めどは立っていますか。

藤井副委員長 これ、なぜ必要かというのは、三者の委員の方個人では必要だという方もいるだろうし、必要ないという方もいると思うんです。だから、なぜ必要かというのは、ある意味、必要ないという方への説得ポイントになるんじゃないかと思います。

立川委員 まとめるのは教育長宛の要望ですよね。

藤井副委員長 そうです。

小島委員 当然、諮問も何も出ておりませんので、要望書という形になります。

立川委員 必要かは要望に変えていくのはなかなか難しい。

小島委員 そうです。本当にそこはすごい開きがあるんです。

大津委員 そもそもなぜ必要かというのが、要望を出すかどうかの結論につながるわけですよね。だから、あとの3つの柱というのは柱という意味じゃなく、補足事項みたいな感じで、まず必要かどうかの議論というのはなされているんですか。

藤井副委員長 基本的に過去やってきた生涯学習とはどういうものかという講演会しましたよね。それで、三者の中で生涯学習というものがある程度はご理解願えたかと思うんです。その次の三者合同のところで仮につくろうとするのは、社会教育委員の方がつくった提言書をベースにして、これはああだ、こうだというのを11月の合同会議でやったわけですよね。あの中でそれぞれが必要だろうという方と、ずうっと議論を聞いていて、これは必要じゃないよという方が多分いると思うんです。そういうのをまとめて、小金井市には生涯学習支援センターが必要ですよという文章をつくって、教育委員会宛に出したらどうかという議論があったわけです。

亘理委員 具体的なものが私にはなかなか見えてこなくて、何回も申し上げているんですが、社協から出ておりますので、市民協働センターの情報を集めているあそこで冊子まで出ていて、各館に置いてありますね。あそこは人的配置もなされているわけですが、そことどのように違うのか、そのところが私はまだ理解できておりません。

小島委員 個人的な意見を言ってよろしいでしょうか。私も実は亘理委員が三者合同会議でも発言されたように、役所の縦割りということの問題にしてみましたよね。それで、今、準備室という名前がついちゃっていますけれども、市民協働支援センターに今向かっているわけですよね。ここがもう既にかなり情報のネットワークを持っていらっしゃるって、教育委員会と市長部局の連携という新しい形を小金井が探る意味でも、生涯学習支援センターよりはあっちといい関係をつくっていくほうが、私は個人的にいいとは思っています。特に貫井北町は今諮問されていますので、まさしく市民協働の形なので、個人的にはそういうふうに思っていて、三者合同会議でご指摘になった亘理委員の意見はすごく重たく受けとめています。

山田委員 なぜ必要かというのは、ちょっと細かい話になっちゃうんですけども、2番目の生涯学習支援センターの機能をどのように考えるかということで、まずどんな機能が必要なのか。今、生涯学習に対しては、小金井市内のあちこちの部署、組織で支援をしていますよね。だけど、今、何が不足しているのというので、どういう機能が足りないのということをもまず羅列しないと、本当に必要かどうかというのが出てこないんじゃないかと思うんです。だから、概要的なことばかりやってもだめで、

どういう機能を持たせるのというところがわかれば、具体的に必要か必要でないかということが見えてくるんじゃないかと思うんです。何か足りないものがあるのというところで、今もいろいろな機能はあると思うんです。

佐々木委員長 センターが必要かどうかという前に、何が必要なのということですよ
ね。

小島委員 そして、さっきも言いましたように、市民ニーズという大事なところでまだ調査はされてないんですよ。この間、三者合同会議で出た資料は転出者の転出理由だったけれども、内訳はさっき言ったとおりです。

佐々木委員長 いかがでしょうかね。これはかなり難しいんですけども、まず要望事項に4つあるんですけども、1つ目の生涯学習支援センターがなぜ必要かという最初の問いにかなり皆さん疑問を持っておられるので、むしろ2番目の生涯学習センターの機能ってどんな機能が必要なのか。もう一つ言うと、生涯学習という枠組みですね。今、市民協働支援センターというのが立ち上がろうとしていて、そういうときに生涯学習という学習とか、教育の枠をある意味超えるわけですよ。学習とか教育の枠を超えるようなセンターが今つくられようとしているときに、生涯学習に限定してそれを考えていくということでもいいのかどうかですね。もしそれが枠を限定する必要があるのであれば、それはなぜ必要なのかということも問題にしていただければいいなという感じですね。

大津委員 そもそも公民館の定義が、生涯学習の場というように研究大会で学んできたんですけども、その辺がかぶっているんで、どのようなものなのかなと。今回やって、同じ機能ですよ。

神島委員 仮に疑問符があるとすれば、なぜ必要か、なぜ必要じゃないのかっていう、この要因が2つ浮かんでくると思うんです。2つないと、だから絶対に欲しいとか、どうしてあなたは必要じゃないのというものがあって初めてバランスできて、必要なんだと思うので、公民館としてはまだちょっと煮詰まってない部分で理解しにくいとか、その辺でそういうものも投げかけないと。一方的に言われたことだけをうみのみにするというんじゃないかと、もうちょっと私たち自身も勉強して、その辺をもうちょっとしっかりとやっていかないとお答えがなかなか難しいかなと思うんです。

佐々木委員長 多分、この間の社会教育委員さんの話だと、生涯学習という概念は非常に広んだという説明だったんですけども、そうは言っても学習とか、教育という領域に視点が限定されるわけですよ。

大津委員 その教育も受動的なものなのか、能動的なものなのか。教える場があって、そこに集うものなのか、それともみずから学ぶ場を求めるのかというところをもうちょっと考えて、そういう角度からもう1回考えていただけたらとは思いますが、一概に学習といっても両極あると思うので、何を求めているのか。自分みずから学びたい場が必要だったら、そういう資料とかネットワークが必要なのか、それとも学びたい場といっても教育者が必要な場が欲しいのか、そういうふう具体的にわかりやすく説明していただければ。ただ、学習といっても本当にいろいろあると思うので。

山田委員 生涯学習課で社会教育関係団体の登録というのがあるんですけども、そこで受け付けている団体というのは多種多様なんです。だから、要す

るにある人に対して教育をするという立場の団体と、あるいは自分たち自体がお互いに学び合うという団体も、生涯学習じゃないんですが、それも社会教育関係団体になっているんです。だから、どちらも今言われたのがあるんだと思うんです。だれかに教育する目的の団体とか、自分たちだけで学ぶ団体というのがいろいろあると思います。

藤井副委員長

私のイメージは、学習に関する個々の情報というのはいろいろなものが今あるわけです。自分で受けるほうもそうだし、やるほうもそう。そういうものが一本化された、いわゆるネットワークみたいなものが市の中に1本あればいいんじゃないかという発想だと思います。確かに今、個々の情報はいろいろなグループなり、公民館もそうだし、図書館もそうだし、いろいろな情報を持っているわけです。これを今、市民が探ろうと思えば結構大変なんですよ。知っている方はずうっと真っすぐ行っても、初めて勉強しようかという方はあっちへ行って、こっちへ行って、あっちへ行って、なかなか行き着かない。そういうのを解消したらどうかというのが、そもそも社会教育委員会の方々の発想の原点だったと思うんです。

だから、生涯学習というのは今議論の中で出てきたように、いろいろな項目があるわけです。そういうものを何かネットワークで組織したい。最終的にはパソコンなり、自分のケータイなりでやればいいんだけど、全員が使える時代にはまだ来てないので、そういう機械を使える方は使っていこうと。機械は嫌だという人は紙情報でも何かつくってきたいというのが一番の根本だったんですよ。

そういうことを調べていくうちにこれやると、あるグループはうちの情報も入れてちょうだいと言うだろうし、あるグループは、もういいですよ、自分のところだけでやりますわというグループもあるんですよ。だから、これは生涯学習支援センターというものを大きく立ち上げてみても、多分、これは僕の勘なんですけれども、そんな場合に口コミだけでやっていくグループも出てくるんじゃないかと思うんです。だから、一番理想的なものは、オール小金井のいろいろな学習情報が一本化されればというところなんです。

大津委員

そうすると、究極、器は要らない感じ。

藤井副委員長

器は要りません。

大津委員

機能ですね。

藤井副委員長

そうそう。

大津委員

本当に部屋のどこかの一角で済むような。

藤井副委員長

そういうものをシステムで立ち上げれば、それで万事オーケーというところへ一歩進めるんじゃないかと僕は思っているんです。

小島委員

ちょっと委員長、館長に質問なんですけど、16日に社会教育委員の会議があって、このことも話し合われたと思うので、どういう様子だったのかというのが1つと、もう一つ、今年4月から市長部局のほうで組織改編が結構出ますよね。教育委員会にも組織改編があるのかどうか、ちょっと確認をしたいんですが。

大関公民館長

前回の社会教育委員の会議では、その4つの柱を初めて見ている状況でして、こういった報告はありませんでした。なので、ちょっとわかりかねます。あと2点目ですけれども、組織改正は確かにありますが、教育委員会はありません。市長部局は2カ所ぐらいあります。

佐々木委員長　それでは、ほかにいかがでしょうか。

それで、今、話を聞いていると、センターの存続とかセンターの設置とか、そういったものよりも機能をどうするかという議論を深めてほしいというのは皆さんの合意のようですので、できれば市民協働支援センターが立ち上がろうとしているという現状も踏まえて議論いただければありがたいのかなと。

小島委員　さっきも言いましたように、藤井委員と小島のほうにはどんどん本音でぶつけていただければ、それを持っていきますから。

佐々木委員長　それでは、今の配付資料2の2)は、藤井委員と小島委員に一応議論を委ねるということよろしいでしょうか。その都度また報告いただいて、ご意見があればそこで反映させていくという。

山崎庶務係長　最初のご説明に戻っての確認なんですけれども、三者代表者検討委員会での三者合同会議の定例会を5月に位置づけたいというご提案は、平成25年度からのご提案でしょうか。11月が新規のお顔触れとなるのでという理由等は理解できますが、一方、今期の公民館運営審議会委員の皆さんの任期は9月8日までです。

今後のスケジュールをご説明いたしますと、実質的には定例会としては7月が最終の定例会になります。6月は実施しない時期となりますので、こちらからの諮問への答申を任期中定例会のみで仕上げさせていただくためには、今後は2月、3月、4月、5月の4回で仕上げ、最終回の7月で素案の確認をするというスケジュールとなります。現在の諮問事項に関する審議の進捗状況からして、5月を三者合同会議に時間を費やす余裕があればよろしいのですが、こちらの答申を仕上げるのに必要な審議時間を客観的にご判断いただきたいというので、皆さんに検討をお願いいたします。

小島委員　ああ、そうでした。うっかりしてました。

神島委員　結論が出なかったということで、2月4日に実情を話したほうがいいんじゃないですか。だって、カッコいいことも言えないし。

小島委員　委員長、そういう公運審の事情を言って、了承が得られなかったということを2月4日に藤井委員と持っていきます。

佐々木委員長　これは了承というか、いわゆる予算上の問題ですよ。

山崎庶務係長　予算は、任期中でなく、年度で措置されていますので、執行はどちらでも可能ですが、5月の合同会議を定例会として優先させると、諮問事項の答申の完成が任期中に間に合うかのご判断をしていただきましたか。

委員の皆さんがお忙しい折、答申のためにお顔を揃える日程をこれ以上増やすことは可能でしょうか。

佐々木委員長　日程上の問題。

小島委員　私たちも日程は非常に難しい。

佐々木委員長　5月に2回やるか、それとも1回で無理だということで回答するかということですかね。

小島委員　藤井委員、これ2月4日に事情を話すべきですね。

藤井副委員長　だから、そうしましょう。

小島委員　だって、優先順位からいえば。

藤井副委員長　基本はやっぱり公運審の日程の中で、答申を出すのが僕らの仕事なんだから、今おっしゃったとおりね。

佐々木委員長　いいですか。それでは、5月29日の定例会については無理であると

たので、質問とかの時間がなかったのと、せっかく公運審と企画実行委員が集っているのに、ちょっとだけ時間を延長しても交流の場があったらよかったなというのは、皆さんご存じかどうかかわからないですけども、年2回企画実行委員だけが集まる会議があるんです。その会則がこの間改定になる前は、公運審はオブザーバー出席ができるんですが、本館から案内がなかったの、たまたま知った私が手を挙げて出て、ちょっとお話をさせていただきました。

それで、規約がそのとき改定になりまして、来年度2回あるところから、会合体自体に公運審がメンバーとして出席できるという文書になっていましたので、次回からは、ぜひご案内をいただいて、せっかく公運審と企画実行委員のつながりの場なので、それはちょっとお願いしたいかなというふうに事務局にお願いしたいと思っています。

佐々木委員長 よろしいでしょうか。ご意見ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

山田委員 それじゃ、報告事項その他、何かございますか。山田さん、どうぞ。本日配られた資料の中に昨年の科学の祭典の報告書があるんですけども、今回は紙で印刷した報告書というのは予算削減のためつくらないということでした。それで、私が窓口になっているので、これが電子ファイルで来たんですけども、私のところでは、枚数が多いし背景の色塗り部分が多くプリントできないので、公民館の山崎係長にお願いしました。公民館のほうには来てなかったの、取り寄せていただいて、これで公民館で打ち出してもらいました。

以上です。

それで、さらに、今年の科学の祭典の募集が早々と来ていまして、9月8日に開催されるということで、申し込み締め切りが5月10日。だから、ちょっと先でいいんですけども、ただし、ブースの数が130になったら打ちどめにしますよとのことでした。

佐々木委員長 先着順ですか。

そうですね。5月10日だと、三者の会議前ですから、間に合いませんね。三者代表の検討委員会の際に、ちょっと打診していただければと思います。

藤井副委員長 打診しておきます。

山田委員 ただ、公運審としてすぐ集まらなきゃいけないとかというのはないですね。まだ5月10日なので。ちなみに、ブースの数は上限130なんですけれども、2011年が120ありました。それで、2012年、去年は108でしたから、多分130はいかないんじゃないかと思ひますので、大丈夫だろうと思ひます。

以上です。

佐々木委員長 ありがとうございます。

山田委員 それと、別件でいいですか。済みません。さっき三者のことについて聞くのを忘れたんですけど、ちょっと別件なんですけれども、さっきの三者の小金井市生涯学習支援センターに向けてということで、第2次生涯学習推進計画の改定が行われるとあります。その上に第5次小金井市基本構想に取り込むよう求めるとあるんですけども、これは第4次の後期には間に合いませんということですか。

小島委員　　そうです。4番に「併せて、第2次生涯学習推進計画」って書いてありますよね。これは26年から話し合いが始まるということで、基本構想と時期を合わせるということです。

山田委員　　第4次は後期なんですか。その先になっちゃうということですね。第4次は前期、後期なんです。

小島委員　　後期です。

山田委員　　わかりました。

佐々木委員長　その意味はわかりましたか。

山田委員　　第4次基本構想というのは前期と後期がありまして、前期の5年が平成23年から平成27年なんです。後期が平成28年から平成32年です。だから、基本構想全体では前期と後期で10年をカバーしているみたいなんですけれども、それがここに第5次って書いてあったので、第4次の後期には間に合わないというのを伺ったんですけど。

小島委員　　それは話題に出ていました。4次の後期に合わせて、26年から話し合いを始めるのでということでした。要するに第2次生涯学習推進計画。

山田委員　　26年から始めるということですね。

小島委員　　そうですね。話し合いをね。

山田委員　　時間的には合っています。

佐々木委員長　わかりました。よろしいでしょうか。

2 審議事項

(1) 公民館事業の計画について

佐々木委員長　それでは、次に審議事項に入らせていただきます。公民館事業の計画についてお願いします。

渡辺事業係長　こちらも今回ちょっと多いものですから、一覧表で載せさせていただいておりますので、引き続き何かございましたら、お出しただけたらと思います。

佐々木委員長　資料が配られていますが、いかがでしょうか。

小島委員　　1つだけいいですか。裏面の緑分館の男女共同参画講座「いじめの問題について」というのは、男女共同参画講座の枠にいじめが入っているんですが、これは母親も父親もそろって子供の問題に向き合いましょうという意味で企画されたんでしょうか。

若藤主査　　緑分館の若藤でございます。ここに書いてあるんですが、子供だけではなくて大人も含めたいじめの問題ということを意図しました。子供の問題については、親御さん、お母さん、お父さんも含めて考えようという話になりました。男女共同参画といじめとどのようなつながりがあるかというお話もあるかと思うんですが、大人の中でも男女問わず広くいじめの問題もあるという部分も含め取り上げさせていただきました。

小島委員　　ありがとうございます。

佐々木委員長　いかがでしょうか。

(2) 諮問事項について

佐々木委員長　それでは、諮問事項に入っていきたいと思えます。きょう佐野委員から、本来は学校の立場から今回のあり方についてご意見を伺うということを中心にして、この時間に設定しましたけれども、急遽、残念ながら来られないということでしたので、きょうは議論を進める上での視点を

ちょっと出していただきたいと思っています。こういった視点、こういった資料、そういったものをそろえる必要はないのかということですね。

それじゃ、最初にちょっと館長から、大体今の時点で市のほうで決まっているところで、簡単に結構なんですけど、方針をちょっとご説明していただいてよろしいですか。

大関公民館長

藤井委員からご質問をいただいて、回答書を2枚つくらせていただきましたので、関係するところがありますので、まずこれをちょっと説明させていただいてもよろしいでしょうか。私と事業係長のほうで回答をさせていただきます。これは順番に沿って読まさせていただきます。

まず1番目です。「北センターの『職員配置無し・民間委託』はいつ公表しますか。公表時に想定している市民、他館の企画実行委員への対応方法をお聞かせ下さい」ということですが、回答は、現在のところ、市の方針は定まっておられません。ですので、公表については未定でございます。公民館運営審議会に今諮問させていただいていますけれども、図書館協議会にも今後、3月だったのか、ちょっと日程はわかりませんが、一応諮問をする予定となっております、この両者からのご意見等をご参考にさせていただきながら決定するものと考えております。

なお、決定次第、市報、ホームページ等で周知を図る予定でございます。

渡辺事業係長

じゃ、2番以降、渡辺からお答えさせていただきます。

2番の「他館との統一性、整合性をどのように考えますか」というご質問と、「他館の講座や今まで実施した講座と同程度の内容や質の担保は」というお尋ねです。

回答なんですけど、ご承知のように、今公民館は5館ありまして、統一性については、その下を書いてございますように、「それぞれの館における独自性と伝統を尊重しつつも、全体の公民館としての統一性を保つ」という形で考えておりますので、当然新しい社会教育施設もそういう方法で臨むということになると思います。

後段のどのような質かという質というだけではなくて、公民館自体が常に時代に即したものに変わっていくという面があるんですが、新しい社会教育施設ということで、どちらかというと大胆に新しいものを取り入れた形にしてもらいたいというご要望もありますので、むしろ新しい課題に挑戦するという方向を前面に打ち出すことになるのではないかなと思っておりますが、これも運営形態とも関係しますので、確定的なことは申し上げられないんですけども、当然ながら質を維持するだけではなくて、むしろ新しい形に対応するというようになってくると思われまます。

3番です。「市民が期待している『小金井（直営）ブランド』についての考えをお聞かせください。『行政が直接運営している』という素朴な市民感覚へのアレルギー等について」というご質問です。

まず、市民の中に考え方が実は1つではなくて、非常に大ざっぱな言い方なんですけど、一方では直営の専門性とか、安定性とか、公平性を高く評価して、その伝統を守ってほしいという直営についての肯定的な考えがある一方で、逆に民間でできることはどんどん民間でやるべきだと

いうことをおっしゃる市民の方がいらっしゃいます。

もちろんどちらも貴重なご意見であるわけですが、行政としては市民が全く対立しているの、どちらかを選ぶというよりは、もう少しそこを突っ込んで一緒に検討して、単に対立しているだけではなくて、メリットとデメリットがあって、何を求めているのかということ相互に検討しながら、デメリットがなくて、お互いにメリットがあるような新しい形を含めて検討する方法があるのではないかなと思っておりますが、これも、では、それは何なんだということは、まさに一緒に検討していくということですので、この程度の答えにさせていただきたいと思えます。

それから、4番目の「民間のカルチャーセンターとの相違は」ということで、下にカルチャーセンターについての考え方を書かせていただいたんですが、多分ご指摘の趣旨というのは、カルチャーセンターはどういうものかということではなくて、むしろ社会教育施設は何が違うのかという問いだと思いますので、そのお話だけご報告させていただきますと、1つは、ご存じのように、これも釈迦に説法みたいな話で申しわけないんですが、社会教育施設の場合は、地域住民の現代的な課題とか、地域課題の解決に結びついた学習が含まれるということが最大の違いなかなと考えております。

それからあわせて、そうは言っても、公民館も個人の自己実現に関する学びというのは当然あります。ただし、学習した後は個人の問題だからということではなくて、学習した方々をつないで新しい社会的な視点に広がりを持つように誘導していくというか、お互いにそういうことを考えていくような契機を含んだ学習ということを考えてございます。その辺が一番の違いなかなと考えております。

それから、運営については、当然公平性とか住民参加とか、そういう住民自治の原則にのっとった運営が考えられるということです。

最後に、それぞれ専門性というのがあるわけで、カルチャーセンターには当然、非常に長年培ってきた専門性がございまして、それは非常に評価されているわけですが、行政とか公民館のほうにも違う意味での専門性がございまして、当然ながら行政関係のものをつなぐ領域があったり、皆さんのようないろいろなジャンルの方の知恵を集める専門性とか、そういったカルチャーセンターには絶対まねのできない専門性というのがございますので、お互いのよさ、違いがあるのかなと考えております。

5番の「行財政改革上で具体的にいくら減るのか。数字の公表が無理なら『%』は」というご質問なんですが、これは具体的な運営形態、あるいは職員形態とか、契約内容とかが確定しないと、これは数字であらわすことができませんので、今の時点での試算というのは困難かなと思われま。

6番目の「運営を委託した北センターの責任体制は他館と同じですか。仮に委託団体に大きな過失が生じた場合は『契約解除』で終わりですか」というお尋ねです。これは多分、直営以外のものを想定した場合どうなのかというお尋ねだと思います。

それで、直営以外の場合でも実はいろいろな形態がございまして、指定管理制度を採用する場合、それから委託契約、その委託の場合も一部

委託の場合もあります。それから、市民協働ですね。市民協働の場合も契約書を取り結ぶ場合が基本だと思われませんが、それによって大きく変わってきますし、まさに契約内容ですね。その契約内容の中に、今お尋ねの責任体制の問題とか、契約の解除というのが通常は入ってくるということですので、そこをどうするのかということだと思います。いずれにしても責任体制は直営の場合とは当然違ってはいますが、ただ、住民自治とか団体自治の原則を逸脱するような契約にはならないというか、しないということであろうと思われま

それから、「決定した委託団体の具体的な研修やトレーニング方法は」という質問でございます。「研修やトレーニングを実施しない場合はその理由」ということなんですが、いずれの運営形態が採用されても研修に参加できる制度を検討するということになろうかと思

大関公民館長

それでは、8番目以降は私から。「指定管理者の公募について。公募告知は、公募時期は、応募書類は公運審委員は閲覧可能ですか。決定診査は公開ですか、非公開の場合は傍聴席を設けて公運審委員は同席できますか」というお問い合わせですが、先ほど問い1で回答しているとお

9番目、東分館。これは東児童館でいいんですよね。「東児童館『ひろ・こらぼ』が受託事業で中高生世代向け事業として『中高生向け時間を開館』していますが詳しく教えて下さい。北センターの『青少年の居場所』運営として参考になるかどうかの可否をお聞かせください」ということ

こちらはちょっとチラシを配らせていただきました。毎週水曜日午後6時から8時まで中高生タイムというのを設けていまして、イベント等を行っていたものでございます。このイベントの企画立案に関しては、市からの大きなテーマをもとに、また実際利用している中高生の意見を参考にしてつくっているということです。市からの大きなテーマというのは、そのとき、そのときによって異なりますが、例えば食育に関して何かやっ

北センターについても青少年の居場所というか、若者コーナーというものを今度新たにつくって

これが裏面、東児童館でやっているものを一応参考にコピーをとって

2枚目は、貫井南児童館でも5時から8時まで開館延長して、同じようなことをして

東児童館にしろ、延長して中高生のための居場所づくりをしているということでございます。

質問事項の回答は以上ですけれども、冒頭、委員長から今後の方向性というお話がございました。今後の方向性は、具体的に市の方針は決まっていなくて、ただ、ちょっとここで言わせていただくと、最近、市で施設白書というのをつくったんです。

その内容を簡単に言わせていただくと、高度成長期にいろいろな箱ものを、学校にしろ、公共施設にしろ、つくってきました。今後40年間これらを維持していくための試算が出ておりまして、900億円以上かかるらしいんです。将来的なことを考えると、とても今の財政状況では持ちこたえられない。

じゃ、どうするのかといったときに、学校などは、耐震補強をやって10年以上たっていて、大体ああいって建物は60年と言われてるので、もう建てかえの時期がきます。学校のみならず、公共施設のあちこちでそういったものが出てきます。建てかえの費用というのは相当な金額で、そういったことも含めて考えると、とても今後持ちこたえられるような状況ではないので、将来的には学校の統廃合であったり、施設についても複合施設であったりとか、例えば縮小できるものはどんどん縮小して行って、これから行っていかなければいけないという課題があるんです。

また、以前にもお話しさせていただきましたけれども、うちでいえば貫井北町地域センターができるからといって、今、簡単にそれだけの職員を配置できるかということ、はっきり言うと、そういう状況にはないので、なおかつ市の第4次基本構想の中には、これまで行政が主体でやってきたものはこれからは市民にご協力をいただいて、市民にできることは市民に、民間にできることは民間に、行政主導でやるのではなくて、皆さんのお力をいただきながら進めていきたいと思いますよという構想なわけです。ですので、諮問としては、市民協働、公民連携による新たな公民館の運営について、皆様で研究していただけないかということを出させていただいたわけなんです。

こういった将来的な事情もご理解いただいて、何ができるのかということ、どうしたらできるのかということをご参考にぜひまた研究していただければなと思っています。

佐々木委員長 市の方針というのはまだ決まっていなくても、施設白書、第4次基本構想、そういったものからご説明いただきました。市の方針というのは、今後示される予定はあるんですか。それとも我々の議論と並行して、市のほうもいくということになりますか。

大関公民館長 そうですね、うちの事務局のほうも理事者と何回もこういった協議をして、どういう方向でいけるのかというのを、公運審との協議と並行して一緒にやらせていただいております。

佐々木委員長 先ほどの藤井委員の質問はかなりの的を射た質問で、非常にポイントを絞ったというか。

小島委員 すごい。当を得ていますよね。

神島委員 よく考えてやってくださいました。

佐々木委員長 非常にいい質問をしていただいて、これでかなりいろいろな点が明らかになってきたのではないかなと思っています。こういった視点、こ

ういった視点から考えなきゃならないなということは、非常に参考になると考えております。

藤井委員に対する回答をもとにして、こういったことについてどうでしょうかという質問でも結構ですし、ちょっと出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

基本的に理解ができてないものの一つに、6番目が多分ポイントになるのかなど。いきなり入って恐縮ですけども、どういう形態なんですかと。直営以外に指定管理者、委託、市民協働などがありますよと。それぞれの形態があるだけじゃなくて、今度は契約内容をどうするかということによっても決まりますよということだと思っんです。私もちょっと勉強不足ですけども、直営の形態、指定管理者制度、委託、市民協働というのが私もイメージできないわけですけども、この辺、事務局のほうで簡単にどういうふうなものかというのは説明できますかね。よろしいですか。

大関公民館長

直営としてはご存じのとおりです。指定管理者制度というのは簡単に言えば、施設丸ごと全てお任せ。お金を予算化して、その予算を全て指定管理者へお渡しして、施設の管理から事業の運営まで何から何まで全てをお任せするものです。

神島委員
大関公民館長

市民交流センターみたいなものです。

そういうことです。全て事業者主体でやっていただく。委託というのはいろいろな委託があると思っんですけれども、事業委託とか管理委託とか、例えば公民館でいうと、講座をやっていただくという事業だけ委託。簡単に言えば、光熱水費とか、施設の改修であったりとか、そういったものは公民館のほうで予算化して、あくまで事業だけをやっていただくものです。

また、現在、シルバー人材センターに公民館に入っていて、管理委託をしていただいています。管理委託は、職員がいない5時から10時までと土日、祝日を、シルバーさんに全館委託をしています。案内であったりとか、問い合わせの回答であったりとか、予約をとってあげたりとか、施設の安全点検だとか、そういったことの管理ですね。事業を委託した場合、公民館事務局との連携でこういったものやっってくださいとか、ああいったものやっってくださいという助言とかが多分スムーズに行えると考えておりますが。

指定管理ですと、そういった助言はできるのかもしれないんですけども、民間の指定管理というと、営利目的でやられる可能性があるわけです。そうすると、どうしても今まで継続してやっていた事業が行えるかどうか、ちょっと不安は不安ですね。結局、営利目的ですので、なるべくもうけを増やそうという考えで、それなりの人員しか雇わなくて、その人員の方が市民の要望なりニーズをくみ取って、その講座を請け負えるかどうかということもなかなか難しいのかなと。私個人的には考えます。

ただ、指定管理については、平成15年ぐらいに改正があって、指定管理者制度が導入されて、実際、東京都内の公民館においては、今ないですけども、他県ではそういったものを導入しているところは確かにあり、直接話を聞いているわけではないですけども、うまく動いているというところも確かにあるという話は聞いています。

佐々木委員長
渡辺事業係長

市民協働というのは、どういうふうな関係なものですか。

ちょっとよろしいですか。私の書き方がちょっと悪くて、指定管理制度、委託というのは法律的などいいますか、形態に着目したものでありますが、市民協働というのは考え方を話ししたものですので、並列で並べるといことは本当はなじまない。

市民協働というのは考え方で、どういう考え方かという、行政と市民が対等・平等な関係で契約を結ぶという形に着目したものでして、そういった意味では指定管理か、委託か、市民協働かという並列ではないんです。レベルの違ったことで、市民協働だけ考え方を話ししているのであって、市民協働の場合は委託契約をとらない場合もありますし、ある場合には委託契約をとる市民協働もございますし、指定管理制度との市民協働というのもございます。本来、対等・平等なら、そういうふうにならないというご意見もありますけれども、そういう意味ではちょっと誤解のある表記の仕方ですけれども、そういうものでございます。市民協働というのは一つの考え方だということでございますので、申しわけないんですが、書き方がわかりにくい形になってしまったので。

佐々木委員長

それから、契約が重要だと書いてあるんですが、契約のバリエーションというのはどういった契約があり得るとい、例えば指定管理の場合の契約の、こういった契約だとかだし、こういった契約はこうだとか。

渡辺事業係長

一番わかりやすいのは委託契約だと思うんですがけれども、委託契約の場合は市民協働と違って全部行政が事業内容を決定します。受託者さんにはその権限は通常はございませんので、全て契約に従って受託者はやるだけのことです。

ところが、市民協働になると、そこに対等・平等な契約をつくりましょうよということから入りますので、行政が全部つくれるかということではなくて、そこに話し合いという一つのプロセスが入ってくるといことが大きな違いでございます。

それから、指定管理の制度の場合は先ほどお話ししたとおりでして、その包括性といえますか、一定のこの部分だけの委託ということではなくて、包括的に全てお願いしますということになります。

ですから、そういう違いがあるだけで、実は指定管理の中でも条件づけというのは、可能性としては幾らでもできます。こういう条件で指定管理をするけれどもということ。あるいはもう一つ重要なのは、指定管理者を決める場合の決め方にまた幾つかのバリエーションがあって、価格だけでやる場合もございますし、条件づけで、こういう条件の中で一番競争してくださいよという場合もございますので、そのバリエーションは一般論でかなり広いということですので、一般的に指定管理制度はいいとか悪いとか、委託はいいとか悪いとかいうよりも、その契約の中身を含めて見てみないとなかなか難しいのかなと思いますけれども、一般的な長所と短所としては、今、館長からお話しした面があるということ踏まえた上で、契約の内容は非常に広い選択肢があるということでございます。また、具体的な議論になりましたら、こういう契約とこういう契約がありますと、実際の例を示しながらお話しするほうがわかりやすいのかなと思っております。

佐々木委員長

済みません、私だけあれで。指定管理の場合の相手方というか、受け

入れ者ですか、委託の場合の受け入れる側というのは通常どんな方々が受け皿になるわけですか。

渡辺事業係長
佐々木委員長
渡辺事業係長

指定管理の場合ですか。

ええ。

それもどういう契約によるのかにもなるんですけれども、最も包括的にやる場合には今いろいろな系列がございます。例えばビルメンテナンス系の方が入ってくる場合もありますし、生涯学習そのものを業としている方もいらっしゃいますし、あとまちづくり系の方も、それからコンサル系の指定管理というのもございます。それと非常に似ているんですけれども、設計者を基本としているものがとる場合もございます。

ですから、いろいろで、特に大都市と人口中小規模の町村レベルでは全く違まして、むしろ今お話ししたコンサルティング会社とか、まちおこし系というのは大都市系が多い、全国展開をしているゼネコン系とか。町のほうに行けば、むしろ指定管理制度よりも、例えば町会に全部委託しますとか、指定管理でとる場合も自治会長会とか公益法人にというのが非常に多いので、一概に指定管理といっても、大都市系と村とか町とは随分雰囲気が違うのかなと思っております。

佐々木委員長
山田委員

じゃ、どうぞ。

参考までに。東京都の場合に指定管理が行われた身近な例では、この近辺の都立公園なんですけれども、2年ぐらい前にちょっと指定管理にかかわったんですけれども、その前も指定管理をやっていて、東京都公園協会という団体がありまして、そこに指定管理を任せていました。最近造園会社がグループを組みまして、一種のジョイントベンチャーみたいなものなんですけれども、グループを組んで応募してきて、それが入札でとりまして、その団体が2年ぐらい前から都立公園の指定管理者になっています。たしか小金井公園は違うと思うんですけれども、武蔵野公園とか野川公園は指定管理でやっています。

大津委員
山田委員

小金井公園もなっていますよ。

ああ、そうですか。じゃ、同じグループでは無いかもわかりません。そこが入って、最初かわったときは、引き継ぎが十分でなかったのか、管理地域の境界などで分からなかったこともあったようです。

神島委員
山田委員
神島委員

公園協会の場合は職員がそのまま天下り。

公園協会はそうですね。

そういうふうになりますから。今は一般公募でやっていますけれども、当初はそういう感じでしたから、ちょっと性質が違うんです。

山田委員

最初は公園協会がやっていたんですよ。ところが、入札を行って、あれは5年ごとに更新なんですけれども、入札を行って、2年ぐらい前には今言った造園会社がつくったジョイントベンチャーみたいな団体が今指定管理になっています。小金井公園は違うかもわかりませんよ。

神島委員
大津委員
山田委員

小金井公園は違いますよ。そういうのもあるんですよ。

武蔵野公園とか野川公園とかもそうですね。

名前を言っても差し支えなければ、西武武蔵野パートナーズって、西武造園が主体ですよ。

小島委員

済みません。すごく聞きたいことがあって、私たちも今非常にスケジュールがタイトな中で話し合いを進めているんですが、例えば貫井北町

センターを、どういう形態か、業務委託かもしれないんですが、NPOなどに委託する場合、答申が私どもも夏ですよ。そうすると、26年4月に開かれちゃうわけで、そこからいろいろな実績を持ったNPOなり団体が、混成部隊のような形で新しいNPOをつくるという時間的余裕は、それがいいというわけじゃなくて、そういうことを計画した場合、できるんですかね。4月まで何カ月かしかないですよ。

大関公民館長

つい先日、神奈川県藤沢市にちょっと視察をさせていただいたんです。それは図書館のNPOの運営なんですけれども、ちょっと参考になるかどうかということで、図書館長とか生涯学習部長で行ってきたんですけれども、その話を伺う中で、新しいNPO立ち上げから登記まで1年かからなかったというお話なんです。ですので、そこら辺は時間的余裕は1年以上まだあるので大丈夫かと思えます。

小島委員

既存のNPOとか、いろいろな各種団体があるんですけれども、可能性としてはノウハウをきちんと情報共有すれば、新しいNPOを混成部隊で立てるという方法もあるのかなとは思ったんですけれども。

大関公民館長

そうですね。そういったことは考えられるんじゃないかと思えます。それと、あとたまたま図書館のお話で行ったんですけれども、公民館はどうなんですかというお話を聞いたんです。そうしたら、まさしくここで言う市民協働ですかね。要はこの中身としては、NPOという登記はしてないんですけれども、NPOの任意団体と町会・自治会だとか、あとボランティアの方とかで公民館を運営しているらしいんです。何館かあるんですけれども、全てそういった形で行っているとのことでした。また、公民館のセンターというのがあるって、そこには正規職員が入って、センター方式で運営しているというお話を聞いて、そういうこともやっぱりできるんだなということちょっと参考になりました。

小島委員

選択肢が増えましたね。

大関公民館長

私なんか、ちょうど市の方針というか、また職員を置かないでどのようにできるかという、そういった方法が考えられるのかなというものを持っていますので、視察場所としてそこはまたいいのかななんて思ったりなんかもしています。ただ、ちょっと遠く、藤沢まで2時間ぐらいかかるんです。

神島委員

先生、質問なんです。例えばNPOを立ち上げてあるものを、長期にわたってそのところを契約で借りるとか、もちろん有料でということは、公共の建物を使ってできるんですか。短期間しか契約はできないと思いますが。例えば保育をしたいという人がいて、そこを借りる場合に長い日時いるわけなんですけれども、あくまでもあそこは地域センターですから、そういうものでなくて、文学、教養というものに対するものだけ貸すということになるんですか、期間が違うセンターは。

大関公民館長

NPOがその施設を借りるという形ですか。

神島委員

そうそう。民間の人が長期間その部屋を借りるということでは可能ですか。

大関公民館長

それはできません。

神島委員

できませんよね。公共施設だから。

佐々木委員長

借りる場合ですね。

大津委員

あと1つ質問です。今、いろいろお話がありましたけれども、運営形態はさまざまなことが考えられると思うんです。それは業務委託するな

り、それも業務、事業の委託、管理の委託、それは委託業者に任せるとか、NPO法人に任せるといのは形態はさまざま考えられるんですけども、施設管理の面では市の統制がとられるべきなんでしょうか。市としての予算がありきで設備投資ができるのであれば、それは全く事業形態だけの委託で済むんでしょうか。それとも、先ほど指定管理者のときに、そういった事業者主体で設備の光熱費とか、そういったものも全部丸投げするということは、委託された指定管理者が全て賄うというのはどういう賄い方をするんでしょうか。

大関公民館長
大津委員
大関公民館長

どういう意味でしょうか。

今出た光熱費は管理者が賄うという話だったので。

例えば市民交流センターでいえば、施設規模から想定される光熱費というのが当然出てくるわけですね。光熱費だけじゃなくて、人件費だとか、いろいろな施設の改修費だとか、備品費だとか、さまざまな費用が出てきて、それを積み上げて、その金額で請け負うというか、市が予算をとって、業者さんとある程度の出てきた想定した金額で折り合いがつけば、それで全てお金をお渡しして、指定管理側のほうで全て賄うということですよ。

大津委員
大関公民館長
大津委員
大関公民館長

施設の与えられた予算の中で賄うという形ですね。

そういうことです。

あくまでも市からのお金で。

そうです。だから、うちでいえば体育館もそうです。体育館も指定管理が入っています。

清里山荘もそうですね。業務委託というのはあくまでも事業の委託をして、その分のお金を渡して、あとは全て公民館サイドのほうで予算化するということですよ。

大津委員

それこそコストの面でも、人件費の面でも、経理管理の人がいてということですね。それを委託するか、そこもいろいろ別れ道があるということなんですよ。契約内容によるというのはそこですね。

大関公民館長
佐々木委員長
小島委員

そうですね。

小島委員、どうぞ。

今、並行して、公運審とは別枠ですけども、貫井北町の施設研究講座というのがあって、毎回じゃないんですけども、出ているんですけども、その中で藤井委員の質問の中にあつた最後の9番のところに関係しているんですけども、この間出たらすぐいい資料をもらったんです。中高生にとってどんな居場所だったらよいか、どのような事業があつたらよいかみたいなものをこういうふうにとまとめたので、これなんかコピーできれば、次回あたりでも配っていただけたらいいなと思います。

佐々木委員長

じゃ、それをまたコピーして、次のときに配っていただければと思います。

大関公民館長
佐々木委員長
大津委員

はい。

ほかに皆様のほうからどうですか。大津さん。

どういう事業をしたいかといえば、青少年の居場所をつくりたいというのが、基本的に皆さんの中で考えが流れていますよね。であるからには、公民館とか公運審が口を出せる立場であるような事業の形態を考えていただきたいと思いますので、丸投げというよりは、できるだけ事業

の内容をみんなで考えられるような方向で考えていけたらなと思います。

大関公民館長

済みません。今おっしゃったのは、丸投げで指定管理みたいなものではなくてということですね。

大津委員

今、多分皆さんそういう形態があると聞かれて、混乱されていると思うんですけども、確かにいろいろなそういう可能性はありますけれども、できればそういう事業の内容をみんなで考えられるような形態でいくような方向だと個人的には思います。

以上です。

神島委員

それから、あと多くの人利用しやすく、絶対に利用したいという要望のようなものを私は組み入れてもらえるといいなと思うんです。そのためにはかなり自由な発想で物の方向性を考えていかないと、これからは経営する場合、例えば市でそれだけお金をかけたけれども、お金が上がってこなければ何にもないわけですから、利用度を高めるための方策というのもこれからは考えていかなきゃいけないかなと思うので、利用に対する多面的な物の考え方をしてほしいと思っています。

大関公民館長

公民館長です。まさしくそうで、結局これを皆さんに諮問しているのは、何も後退のためにやっているわけじゃなくて、市民サービスの向上、なおかつコスト削減もしなきゃいけないというこの2つ、そういった目的で当然やるわけです。

神島委員

もちろん公共のものだから、そんな高くちゃいけないわけですから。

大関公民館長

ただ、コスト削減で市民サービスの向上という部分について、公民館においては私個人的には少し相反するところもあるのかなという、あくまでも個人的な考えですけど。ただ、図書館とかでいえば、当然、今職員で5時までやっているものを、例えばNPOの団体にお願いすることによって、8時とか10時まであけていただけたらとか、あと定休日というのは設けていますけれども、定休日をなるべくなくして開館日拡大とかを図れる。それこそまさに市民サービスの向上になるわけです。なおかつ、例えばNPOにお任せしたときに、職員がいたときとNPOに任せるときはコストはどうなんだといっても、やっぱり削減できる可能性はあると思います。

藤井副委員長

最後、いいですか。この質問を僕が考えたときに、僕の頭の中では指定管理者制度を導入するに近いという雰囲気を書いたわけですけども、その前段階として質問書の頭には書きましたが、小金井市が民間受託というものを住民サービス部門にまで拡大することは僕自身は評価できるんです。それによって行財政もそうだけれども、パートもできるし、僕の頭の中に指定管理者というのは、今までの議論の中で指定管理するものがハードなんですよね。例えば公園だとか、山荘の運営だとか、スポーツ施設だとか、これはオーケーだと思うんです。また、公民館で講座をつくっていくというソフト、ここのところが本当によりより優秀な指定管理者ができるのかとか、受託でやった場合、他館5館と公民館のスタッフと企画実行委員がああいう形で講座をつくっていく一種のノウハウを、指定管理者とか、受託の連中がどこまでくみ取るか、どこまでトレーニングできるかということが一番問題だと思うんです。

さっきおっしゃった管理の委託はハードですから、これは人件費の安いところへ委託すればいいのであって、逆に言えばソフトをつくるとき

には、こういう言い方は難しいんだけど、指定管理全体が人件費が安い、高いかということも当然議論になるんでしょうけれども、ある程度質のいいものを持ってこないで、市役所が直営から変更した理由を一般住民は納得してくれるかなというところが、僕自身が一番大きな疑問になっているわけです。だから、そのところが納得できれば、当初この諮問の際に説明された「常駐の正規職員配置はしない」ということは了解できると思います。

ただ、一番難しいのは、公民館の中でソフトをつくるという資質を持った指定管理者というのか、受託者というのがどういうふうにして僕らは見分けられるか、このところが一番ポイントじゃないかと思って質問を7つぐらい書いたわけです。

大関公民館長

指定管理とおっしゃると、私もちょっと個人的に不安なわけです。じゃ、職員を置かないで、指定管理じゃなくて、何かというのをどうしたらできるのかということで皆さんに研究してもらいたくて、当然、職員がいればいいんだけど、職員を置けないのであって、職員と同等の人がいて、ノウハウを持った人がいればいいわけです。

それでは、そのノウハウを持った人をそこに置けるのはどういうものなのか。例えばNPOとか、NPOでも例えばの話、元公民館長であるとか、職員のOBだとか、そういった者とか、今、公民館の分館でも非常勤さんが1名ずついますけれども、そういった社会教育に強い人がそういったNPOに入って運営していけば、もしかしたら職員と同等のことが考えられて、できる可能性があるわけじゃないですか。だから、例えばそういうふうにするんだったら、私が言うのも変ですけども、可能性はあるみたいだということも考えられるのではないのでしょうか。

小島委員

そう。私がさっき、新たにNPOを立ち上げて間に合うのかどうかというのを質問したのは、そこが伏線にあったんです。今、言葉にして聞いて。

神島委員

間に合いそうなら、ぜひ立ち上げてほしいと思います。

小島委員

それで、今、館長から聞いて、おお、ありだなみたいな感じは。

神島委員

ですから、ぜひそっち方向でいって。

藤井副委員長

それをやるには、僕、7番で書いたんだけど、研修とトレーニングは絶対必要ですよ。

大関公民館長

全くそのとおりであって、定期的に研修なり、一緒になってそういった会合とかも当然やらざるを得ないと思っています。

藤井副委員長

だから、そういうものを相手さんがオーケーで受け入れてくれるようなグループ、多分これは一般公募的にやれば、そういうことは聞かないで、自分らの持っているノウハウだけでずうっとやっていくようなグループが応募してくる可能性のほうが僕は多いんじゃないかと思うんです。その中で公民館の方々がどれだけそういう方々を、そこは公民館はこうだよとか、あとの5館はこうしているので、これに近いもので考えなさいとかいう話し合いがどこまでできるかで、そういうものが醸成できていって、職員なしでもできる公民館活動がオーケーになるような気がするんです。

大関公民館長

契約の仕様書というのはすごく大事で、そこにどれだけうたい込めるかによって、また変わるという感じがします。

藤井副委員長

そういう文章を書くって館長、実際問題としては難しいでしょ。

大関公民館長　そこをしっかりとらえて、仮に業務委託をするのであれば、その仕様書はしっかりとした、ちゃんと連携をとれるようなものにする必要があります。

藤井副委員長　そうですね。やっぱりそこが絶対ポイントですよ。

佐々木委員長　大体よろしいですかね。今、いろいろ意見が出まして、まず1つ目は青少年のための活用とか、講座をつくるノウハウとか、つまり1つは専門性の問題ですね。専門性が確保できるのかという問題が1つ出たと思うんです。

それからもう一つは、市民参加とか、いわゆる意思決定の問題ですね。市民の意思が反映されるような問題が1つあったと思います。

3つ目としては使い勝手のよさ、市民サービスの維持向上ですね。簡単に言うと、使い勝手のよさがどういうふうに確保できるのかという問題が1つあったと思います。

それから、コストの問題ですね。どうやって財政的な負担を最小にしてサービスを維持するのかというコストの問題があって、ちょっと今議論はさらっとなかなか出なかったんですけども、これはやっぱり大きな問題であろうと思います。

5つ目としてはいわゆる受け皿の問題ですね。NPO法人の養成とかトレーニングとか、そういったものを含めて、受け皿の有無、資質の確保の可能性についても検討していく必要があるのかなということです。

全体として、単純な管理についてはあまり問題はないのだろうと思いますが、運営ですね、意思決定、専門性とか、そういったソフト部分について今後議論を深めていかなければならないのではないかなど。

いずれにしても、私がそうなんですけれども、知識不足があるので、こういうことをやったらどこまで可能なのかとか、仕様書の問題が今出ましたけれども、仕様書ってどこまで書き込めるのといったこともちょっとわかりませんので、この形態をとったがために仕様書の書き込みはここまでしかできなかったということも多分あるのかなと思いますので、そういったところも含めてちょっと勉強していかなきゃならないなと思います。

あともう一つ、さっき視察の問題がちょっと出たんですけども、いかがでしょうか。時間もないので、そんなに数をすることはできないと思うんですが、できるだけいろいろな資料を提供していただいて、館長さんが行かれたところでももし資料があれば、提供していただければと思います。また、我々自身も視察に行くのかと。もうちょっと議論が煮詰まってから行ったほうがいいのか、それとも材料を集めるために行くのか。材料を集めに行くというのかなり当たり外れとか、労多くして功ないような気がしますので、ある程度少し議論をして、来年度あたりに入ってから情報を集めて、こういったところに行きますかという感じのほうがいいのかなと思いますが、視察とかについてはどうでしょうか。

小島委員　そうですね。委員長のおっしゃるとおりで、ある程度までちょっと煮詰まったところで、ここ見たいよと言ったほうがいいのかもしいかなと思います。

佐々木委員長　そうですね。おそらく事務局のほうでもあっちにこういうのがあるとか、こっちにこういうのがあるとかって、いろいろ情報を集められたり、視察に行かれたりしていると思いますので、そういった情報もためてい

ただいて、おそらく特に大きな決断をしなきゃならないこともあると思いますので、それにふさわしいような視察ができればなど考えております。よろしいでしょうかね。

それでは、きょうは学校の立場からの御意見が伺えなかったんですが、また佐野委員に参加していただいて、どういった形で運営したらいいかというご意見をいただければと考えております。

山崎庶務係長

今、指導室の指導主事から連絡がありましたので、お伝えさせていただきます。南中学校で夕方緊急で生徒指導の対応が入りまして、指導室のほうでも指導主事が出向いて、対応をしてきたということで、ぜひともこちらの委員の皆様はその旨、詳しいことは申し上げられないんですけども、そういう緊急の対応で校長が外して来ることができなかったということで、安易にお休みさせていただいたわけではないということをご理解いただきたいというご連絡がございましたので、よろしく願います。

佐々木委員長

校長先生ですので、大事な役割がありますので、きょうは来れないということは当然あるかと思えます。

よろしいでしょうか。それでは、諮問事項については、もう時間も来ましたので、この辺にしたいと思えます。

(3) その他

ア (仮称) 貫井北町地域センター建設請負業者について

佐々木委員長

その他、何かないですか。

山崎庶務係長

最後に1点済みません。既にどちらかでお耳にされてご存知の方もいらっしゃるかもしれないんですけども、(仮称) 貫井北町地域センターの建設工事の業者が12月に決まりましたので、そのご報告をさせていただきます。

一応業務内容ごとに3者決まりました。建築工事のほうは、(株) フジタが地元の関建設との共同企業体(JV)としてお引き受けいただくことになりました。こちらの業者の実績につきましては、既に建設済みのものは、武蔵境駅南側の「武蔵野プレイス」、現在は、旧三鷹高校、現在の三鷹中等教育学校の改修工事を担当されています。電気設備については、地元の業者で(株) 白石電機さん、機械設備については、鴨下設備工業(株)さん、この3者に決定いたしました。工事は2月から着工という形になります。

以上です。

山田委員

済みません。(株) フジタとあとどこですか。

大関公民館長

関建設です。

山田委員

関建設とのジョイントベンチャーですか。

大関公民館長

ええ、JVですね。

佐々木委員長

よろしいでしょうか。

なければ、次回は2月22日1時半から本館のほうでやるということでよろしく願います。どれだけ準備できるかわかりませんが、できればいろいろな基本的な知識を前提にして話しするためのそういった資料を少し準備できればなど思っております。そういったものを頭に入れながら、それぞれ自由にいろいろな意見を出しながら詰めていければなど思っております。

山田委員

ちょっと私、きょう体調が悪くて準備できなかったんですけども、

直前になってネットを見ると、知らない公民館じゃないんですけども、所沢とかも結構、地域活動の拠点となる公民館の運営体制についての答申とか、これはどこだ、要するに国立市も結構出していますし、そういうものを行ったよってあまり聞いてないんですけども、いろいろな公民館で結構答申とか出ているんですね。だから、そういうのも目を通したら参考になるかなと思いました。

佐々木委員長　そうですね。ほかの自治体で既にいろいろ検討されていれば、それも参考になりますよね。所沢と。

山田委員　まだいっぱい出てきましたけれども、所沢と国立。とりあえず引いたのはですね。

佐々木委員長　皆さんのほうでもそれぞれ情報を集められて、議論のときに資料提供いただければと思います。

小島委員　それで、あとちょっと追加ですけども、今、立川委員は席を外していらっしゃいますけれども、冒頭出ました2月17日の都公連の研修会は、町田とか、国立とか東村山の元公運審委員長さんがパネラーなので、これは時間があつたら、日曜日なので、勉強に行ったらいいかなと思うんですけど。

山崎庶務係長　2月4日までの申し込みなものですから、きょうご都合がおわかりでしたら教えていただきたいのですが。

佐々木委員長　時間が許せば、できるだけ参加いただければと思いますが。この日程なんですが、職員の方はどなたか行かれるんですか。職員の方は行かれないですか。じゃ、小島委員、済みませんが。じゃ、資料をお願いします。

小島委員　そうですね。もし風邪を引いたら休みますが。

佐々木委員長　はい、わかりました。

渡辺事業係長　あと済みません、連日で申しわけないんですが、今、お話のあった講座の最終日が今度の土曜日にありますので、もし興味のある方は、朝9時からという。

小島委員　9時から本館の学習室で。9時15分に参加します。たしか安藤先生のお話でしたね。

渡辺事業係長　そうですね。前半まさに市民協働がテーマです。

小島委員　小金井市の市民協働の答申を出した安藤先生が講師なんです、あさって。

渡辺事業係長　後半はワークショップ形式で、今までそれぞれのテーマで皆さんに提言をいただいていますので、それをもう一度皆さんで確認して、最後の提言という形にしていますので、お時間のある方はよろしくをお願いします。

佐々木委員長　皆さんのほうから何かほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、長い間本当にご苦労さまでした。